

東京都

次

目

規

○東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関す る条例施行規則の一部を改正する規則………… (福祉保健局少子社会対策部計画課

…………(都市整備局都市基盤部調整課

○土地区画整理事業の規約及び事業計画の変更認可 ……(都市整備局市街地整備部区画整理課

○東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基 づく区域の指定…………… …………(都市整備局市街地建築部建築企画課 $\overset{\smile}{:}$

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

務

…………(環境局環境改善部化学物質対策課

○指定障害福祉サービス事業者の廃止…………… ……(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)…

公

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出………

…………(産業労働局商工部地域産業振興課)…

八

規

則

施行規則の一部を改正する規則を公布する。 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 令和四年二月十五日

発 行

●東京都規則第五号 東京都知事

小

池

百 合

子

告

示

規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。 福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則に いる者については、

この規則による改正後の東京都児童

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に

●東京都告示第百五十一

묵

次のように改正する 施行規則(平成二十四年東京都規則第四十七号)の一部を 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 関する条例施行規則の一部を改正する規則

相談援助業務」に改める。 二条の三第二項第六号」に、 号に規定する相談援助業務をいう。 る相談援助業務」に改め、 第二号中「社会福祉に関する事業」を ける相談援助業務」に、 る事業」を「指定施設における相談援助業務」に改める。 三条第三項第二号に規定する厚生労働省令で定める施設 「における児童福祉に関する事務」を「の内部組織におけ 第三十二条第一号中「児童福祉事業」を「指定施設にお (以下「指定施設」という。)における相談援助業務(同 第八条第一号中「第十二条の三第二項第四号」を を「の内部組織における相談援助業務」に改め、同条 「における児童福祉に関する事 同条第二号中「社会福祉に関す 「児童福祉事業」を 以下同じ。)」に、 「指定施設における 「法第十 第十 兀

附

六

2 1 児童養護施設、 0) 長 この規則の施行の際現に乳児院、 この規則は、 (以 下 「乳児院等の長」という。 児童心理治療施設及び児童自立支援施設 令和四年四月一日から施行する。 母子生活支援施設、)として勤務して

> おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

東京都

西多摩建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知 があったので、 同条第三項の規定により告示する。

令和四年二月十五日

東京都知事 小 池 百 合 子

測量施行者 東京都

測量の種類 公共測量 (三級基準点測量

 \equiv 測量の区域 各地内 西多摩郡檜原村南郷及びあきる野市養沢

測量の期間 令和三年九月二十七日から令和四年二月 二十一日まで

●東京都告示第百五十二号

北多摩南部建設事務所長から次のように測量を実施する旨 おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、 通知があったので、 測量法 令和四年二月十五日 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に 同条第三項の規定により告示する。 東京都

東京都

測量施行者

東京都知事

小

池

百

合

子

測量の種類 公共測量 (三級基準点及び四級基準点測

三 四 測量の区域 測量の期間 丁目、新川二丁目及び新川三丁目各地内三鷹市北野三丁目、北野四丁目、給田五 令和三年九月二十四日から令和四年二月 十八日まで

●東京都告示第百五十三号

市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、 おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、 同条第三項の規定により告示する。 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に 西東京

令和四年二月十五日

東京都知事 小 池 百 合 子

測量施行者 西東京市

報

<u>公</u>二 測量の区域 測量の種類 西東京市向台町四丁目地内 公共測量(基準点測量

四 測量の期間 令和三年十二月二十日から令和四年二月 十五日まで

●東京都告示第百五十四号

東

京

都

条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により 画整理事業の規約及び事業計画の変更を認可したので、 第一項の規定に基づき東京都市計画事業渋谷駅街区土地区 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号)第十条 同

令和四年二月十五日

次のとおり告示する。

東京都知事

小

池

百

合子

ので、告示する。

施行者の住所及び氏名

渋谷区南平台町五番六号

東急株式会社 取締役社長 髙橋

和夫

長 村上 卓也

新宿区西新宿六丁目五番一号

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

事業施行期間

平成二十二年十月十四日から令和九年三月三十一日ま

で

三 施行地区

渋谷区道玄坂一丁目、 道玄坂二丁目、渋谷一丁目、

渋

谷二丁目、渋谷三丁目及び東一丁目の各一部

事務所の所在地

四

渋谷区渋谷二丁目十七番三号渋谷アイビスビル六階

う。

五. 施行認可の年月日

平成二十二年十月十四日

六 変更の内容

ド渋谷宮益坂三階に変更する。 事務所の所在地を渋谷区渋谷一丁目十二番一号カレイ

七 変更認可の年月日

令和四年二月十五日

●東京都告示第百五十五号

号)第七条の三第一項の規定に基づき、特に震災時に発生 する火災等による危険性が高い区域を次のとおり指定した 東京都建築安全条例(昭和二十五年東京都条例第八十九 三

なお、関係図書は、東京都都市整備局市街地建築部に備

え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年二月十五日

東京都知事 小 池 百 合 子

> 区市 指定する区域

豊島区 上池袋一丁目地内

本部

附 則

この告示は、 令和四年三月十五日から施行する。

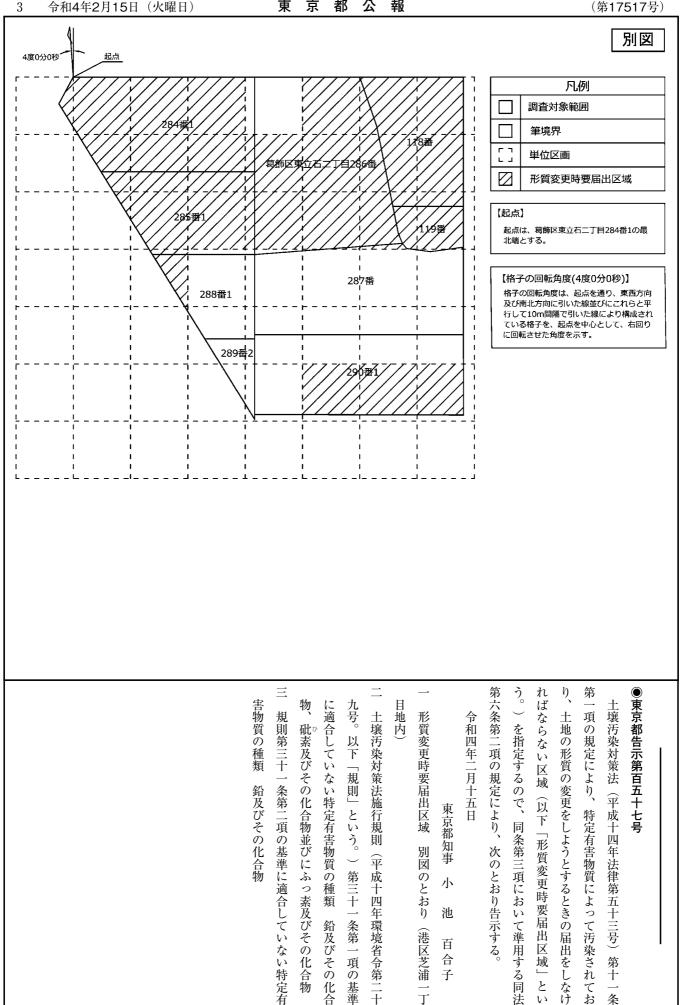
●東京都告示第百五十六号

第六条第二項の規定により、 ればならない区域 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一)を指定するので、同条第三項において準用する同法 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ (以下「形質変更時要届出区域」とい 次のとおり告示する。

令和四年二月十五日

二丁目地内 形質変更時要届出区域 東京都知事 別図のとおり 小 池 (葛飾区東立石 百 合子

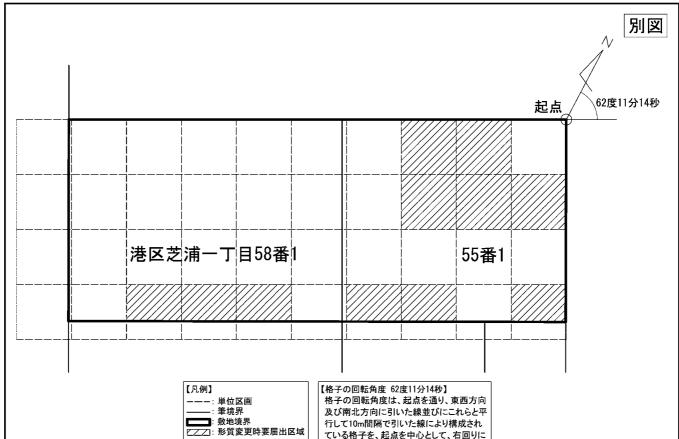
害物質の種類 に適合していない特定有害物質の種類 九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有 ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物 鉛及びその化合物 六価クロム化合



子

丁

とい



【起点】

起点の位置は

港区芝浦一丁目55番1の 最北端とする。

ている格子を、起点を中心として、右回りに 回転させた角度を示す。

> 目地内) 九号)第三十 土壤汚染対策法施行規則 形質変更時要届出区域 条第 項の基準に適合していない特定有 (平成十四年環境省令第二十

害物質の種類

ふっ素及びその化合物

第六条第二項の規定により、

令和四年二月十五日

東京都知事

小

池

百

合 子

別図のとおり

(港区三田

亍

)を指定するので、

同条第三項において準用する同法 「形質変更時要届出区域」

次のとおり告示する。

ればならない区域

以 下

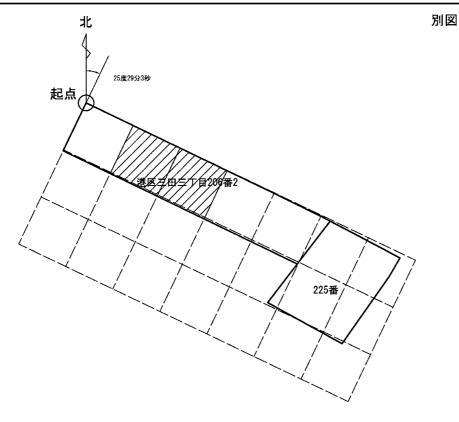
とい

●東京都告示第百五十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお 第十一

土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

5



【凡例】

- —— 単位区画
- ----- 筆境界
- —— 敷地境界
- | 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、港区三田三丁目206 番2の最北端とする。

第六条第二項の規定により、

令和四年二月十五日

)を指定するので、

ばならない区域

(以下「形質変更時要届出区域」とい

同条第三項において準用する同法

次のとおり告示する。

【格子の回転角度(25度29分3秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

丁目地内)

形質変更時要届出区域

別図のとおり

(墨田区横川

東京都知事

小

池

百

合子

土壤汚染対策法施行規則

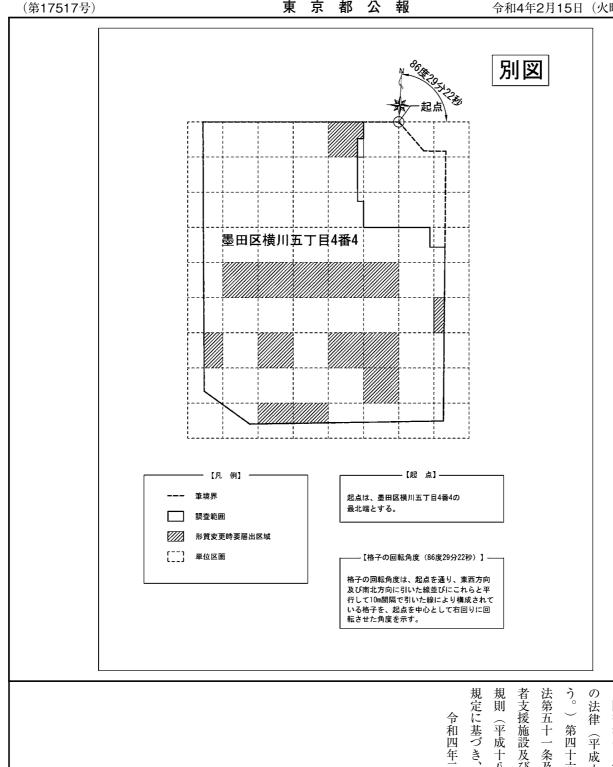
(平成十四年環境省令第一

●東京都告示第百五十九号

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

並びにふっ素及びその化合物、砒素及びその化合物害物質の種類(鉛及びその化合物、砒素及びその化合物

九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有



●東京都告示第百六十号

者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する 法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、 の法律(平成十七年法律第百二十三号。 規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条第一項の 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため 第四十六条第二項の規定に基づく届出があったので 以 下 「法」とい 指定障害

令和四年二月十五日

東京都知事

小

池

百

合

子

次のとおり告示する。

1 指定磁害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

| 申請者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|-----------------|-------------------|--------------------------------|------------|
| 株式会社ゆい | ヘルパーステーションたんぽぽ | 三鷹市大沢1-10-4 グリーンハウス202 | 令和3年10月31日 |
| 株式会社ソラスト | ホームヘルプサービス ソラスト品川 | 品川区大崎5-8-5 グリーンプラザ五反田第2-106 | 令和3年12月31日 |
| 株式会社のぞみ | 訪問介護事業所 のぞみ | 大田区東雪谷1-3-2 山本ビル101 | 同日 |
| 有限会社ライズケア・チーム若草 | 有限会社ライズケア・チーム若草 | 板橋区赤塚1-29-17 シャトーブラン105 | 同日 |
| 合同会社アプローズ | アプローズ・ケア小岩店 | 江戸川区西小岩4-3-2 茶乃木コーポラス201 | 同日 |
| 株式会社スティング・プラス | 訪問介護ステーション アラジン | 江戸川区増江2-25-4 倉持ビル101 | 同日 |
| 株式会社ヴァリュウ | 株式会社ヴァリュウ ファーストケア | 青梅市長淵6-483-4 ダイユーマンション1階 | 同日 |

サービスの種類 重度訪問介護

廃止

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|-------------------|---|--|
| ヘルパーステーションたんぽぽ | 三鷹市大沢1-10-4 グリーンハウス202 | 令和3年10月31日 |
| フィット西片ケアサービス | 文京区自山1-6-5 シルバーブラザ白山104 | 令和3年12月31日 |
| ホームヘルブサービス ソラスト品川 | 品川区大崎5-8-5 グリーンプラザ五反出第2-106 | 同日 |
| 訪問介護事業所 のぞみ | 大田区東当谷1-3-2 山本ビル101 | 同日 |
| 有限会社ライズケア・チーム若草 | 抜橋区赤塚1-29-17 シャトープラン105 | 同日 |
| アプローズ・ケア小岩店 | 江戸川区西小岩4-3-2 茶乃木コーポラス201 | 同日 |
| 訪問介護ステーション アラジン | 江戸川区瑞江2-25-4 倉持ビル101 | 同日 |
| | ヘルパーステーションたんぼぼ フィット西片ケアサービス ホームヘルプサービス ソラスト品川 訪問介護事業所 のぞみ 有限会社ライズケア・チーム老草 アプローズ・ケア小岩店 | ヘルパーステーションたんぼぼ 二鷹市人沢1-10-4 グリーンハウス202 フィット西片ケアサービス 文京区白山1-6-5 シルバーブラザ白山104 ホームヘルプサービス ソラスト品川 品川 メ大略5-8-5 グリーンブラザ五反田第2-106 訪問介護事業所 のぞみ 大田区東当谷1-3-2 山木ビル101 有限会社ライズケア・チーム名草 坂棚区赤端1-29-17 シャト・ブラン105 エ戸川区医小岩4-3-2 米乃木コーボラス201 |

サービスの種類 同行接護

廃止

| 申請者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|--------------|-----------|---------------|------------|
| 株式会社佐々木山惠事務所 | 訪問介護センター花 | 西東京市下保谷1-7-22 | 令和3年12月31日 |

サービスの種類 短期入所

廃止

| 申請者の名称 | 事業所の名称 | 李業所の所在地 | 廃止年月日 |
|-------------------|----------------|----------------------|------------|
| 株式会社イグレックコーポレーション | オーベルジュばざば・フレール | 板橋区高島平7-35-16 春日ビル1階 | 合和3年11月30日 |
| 株式会社ゆうわソサエティ | いちごテラス町田常盤町 | 町田市常盤町3191-1 | 令和3年12月31日 |

サービスの種類 就労移行支援

祭止

| 申請者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|---------------|----------------|--------------------------|------------|
| 特定非営利活動法人めぐみの | 就労支援施設・すずかぜ・綾瀬 | 足立区綾瀬1-33-14 アークステージ綾瀬2階 | 令和3年12月31日 |

サービスの種類 就労継続支援A型

廃止

| 申請者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|-------------------|--------|-------------------------|------------|
| 特定非常利活動法人未來空間ぼむぼむ | ぼむの樹 | 葛飾区青戸5-2-9 青戸ハイツ101、103 | 含和3年12月31日 |

サービスの種類 就労継続支援B型

廃止

| 申請者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|----------------|----------|----------------------------|------------|
| 一般社団法人すまいるフラワー | すまいるフラワー | 世田谷区給田4-10-19 ストレンジャーイズミ1階 | 令和3年12月31日 |

-ビスの種類 共同生活援助 事業所の名称 廃止年月日 申請者の名称 特定非営利活動法人三沢福祉会 日野市三沢3-41-6 令和3年4月25日 株式会社黒たまごジャパン みらいのたね東京 小金井市東町4-20-22 第一中谷ビル2・3階 令和3年11月30日 株式会社ゆうわソサエティ いちごテラス町田常線町 町田市常郷町3191-1 令和3年12月31日

公

告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついて

舗の変更について届出があったので、 法」という。 大規模小売店舗立地法)第六条第一項の規定により大規模小売店 (平成十年法律第九十一号。 同条第三項において 以下

十

縦覧時間

その届出及び添付書類を縦覧に供する。

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、

働局商工部地域産業振興課 添えて、 あっては所在地)巨意見を述べる理由」を記載した書面を にあっては団体名及びその代表者の氏名)□住所 とする者は、意見の内容を記載した書面に「一氏名 なお、 令和四年二月十五日から四月以内に東京都産業労 法第八条第二項の規定に基づき、 (新宿区西新宿二丁目八番 意見を述べよう (団体に (団体

令和四年二月十五日

に到着するよう提出してください

東京都知事 小 池 百 合 子

池袋スクエア

店舗名

みずほ信託銀行株式会社

豊島区東池袋一丁目十四番

号

 \equiv

千代田区丸の内一丁目三番三号

中央区八重洲一丁目二

一番

号

千代田区丸の内一丁目三番三号

六

変更後の設置者住

所

五 四

変更前の設置者住

設置者住所 設置者名 店舗所在地

七

変更日

届出日

令和三年十一月二十二日

(第17517号)

令和四年一月二十六日

九 縦覧場

十 縦覧期間

所

振興課(新宿区西新宿二丁目八番東京都産業労働局商工部地域産業 号

分まで。ただし、正午から午後一午前九時三十分から午後四時三十 日に関する条例(平成元年東京都十五日まで。ただし、東京都の休令和四年二月十五日から同年六月 時までを除く。 条例第十号)に定める休日を除く

箇月 (郵送料を含む。) 印 | F | 六、六〇〇円 刷・三〇円 刷・ 六〇〇円円 |電話 ○三(三八一二)五二○一(代) 東京都文京区白山一丁目十三番七号 美 印 刷 株 式 会 社 郵便番号

発 行

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

都 郵便番号

価 定

本号

163-8001

電話

〇三(五三二一) 一一一(代)

∖ FSC ミックス 艇

リサイクル適性(例)